

日本人の生活賃金

周 燕飛

Working Paper Series Vol. 2017-15

2017 年8 月

この Working Paper の内容は著者によるものであり、必ずしも当センターの見解を反映したものではない。なお、一部といえども無断で引用、再録されてはならない。

公益財団法人アジア成長研究所

日本人の生活賃金¹

(独) 労働政策研究・研修機構主任研究員 周 燕飛²

2017 年8 月

要旨

最低賃金が長期にわたって相対的に低い水準に抑えられ、働く貧困層（ワーキングプア）が増加している中、基本生計費に相当する賃金額の支払を企業に促す、いわゆる「生活賃金」運動は、米英をはじめ一部の国や地域において 1990 年代以降に盛んに行われている。日本でも、労働組合や一部の研究者による生活賃金の試算が 2000 年代以降に行われている。しかし、日本では生活賃金運動は米英のように盛んではなく、生活賃金はまだ馴染みの薄い概念である。

そこで、本稿は、日本の「ワーキングプア」の賃金水準の現状を紹介しつつ、米英の文献を中心に、生活賃金運動の背景、生活賃金の理論体系、生活賃金条例に対する企業の反応、生活賃金の推計方法について整理した。さらに、日本人における生活賃金のあるべき水準について、既存の推計値と比較しながら、独自の試算も行った。

試算の結果、日本の標準世帯（夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯）における生活賃金は、片働きの場合が 2,380 円（2015 法定最低賃金の 298%相当）であり、共働きの場合が 1,360 円（2015 法定最低賃金の 170%相当）となっている。

男性、40 代以上、大学・大学院卒の高学歴者、勤続年数 20 年以上の者、正社員、大企業の従業員、専門・技術的職業や管理的な仕事に従事している世帯主は、平均賃金が高く、生活賃金を得ている確率も高くなっている。

Journal of Economic Literature 分類コード : B12, J08, K31

キーワード : 生活賃金、最低賃金、ワーキングプア、標準生計費

¹ 本稿の作成にあたり、鈴木亘氏、品治佑吉氏より有益なコメントを頂いた。ここに記し感謝を申し上げたい。なお、本稿は筆者個人の責任で発表するものであり、所属機関としての見解を示すものではない。

² 連絡: 〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23 (独) 労働政策研究・研修機構
電話: 03-5991-5173 メールアドレス: shu@jil.go.jp

1. はじめに

基本生計費に相当する賃金額の支払を企業に促す、いわゆる「生活賃金」(Living Wage)運動は、一部の国や地域において1990年代以降に盛んに行われている。法定最低賃金制度がない、最低賃金はあるもののその金額が低いなどの理由で、働く貧困層(ワーキングプア)の増加に歯止めがかからないことが、その背景にある。生活賃金運動では、労組や宗教団体、市民団体が中心となって、普通の生活の質を維持するために必要な賃金額を計算し、雇用主に自主的な導入を求める場合が多い。また、一部の地方自治体や大学等の事業所では、生活賃金に関する独自の条例を採択し、取引関係にある雇用主に生活賃金の適用を義務付ける場合もある。

生活賃金運動が盛んなアメリカの場合、1994年にメリーランド州ボルチモア市が率先して生活賃金に関する条例を施行して以来、100以上の地方自治体と一部の主要大学で、生活賃金に関する条例が施行されている(Clary,2009)。そのうち、ロサンゼルス(LA)市では、1997年に生活賃金に関する条例案が議会で承認され、市の業務を請負う民間企業に、8.5ドルの生活賃金(当時の州最低賃金の170%相当)の適用を取引継続の条件とした(Fairris and Bujanda,2008)。また、メリーランド州は2007年に、生活賃金に関するはじめての法律案を施行し、州の業務を請負う民間企業に、8.5ドル(地方部)~11.3ドル(都市部)の生活賃金の支払を命じていた(Stabile,2008)。一方、生活賃金の理論がいち早く現れたイギリスの場合、大ロンドン市庁(Greater London Authority)は、2005年に6.7ポンド(当時の国民最低賃金の133%相当)の生活賃金をロンドン市の公共部門で導入することにした。

最低賃金が長期にわたって相対的に低い水準に抑えられ、働く貧困層が増加している点では日本は米英と共通しているが、日本での生活賃金運動は米英のように盛んではない。日本でも、労働組合や一部の研究者による生活賃金の試算が2000年代以降に行われている。そのうち、2003年以降に、5年ごとに公表されている「連合リビングウェイジ」が、実際の春闘交渉に使われており、日本の生活賃金運動のシンボリック的存在である。ただし、「連合リビングウェイジ」は労働組合が独自に推計したものであって、世間一般の認知度は低い。「連合リビングウェイジ」を遵守すると宣言する企業は、今のところ皆無に等しい。生活賃金に関する独自の条例を設ける地方自治体や事業所も、未だ現れていない。

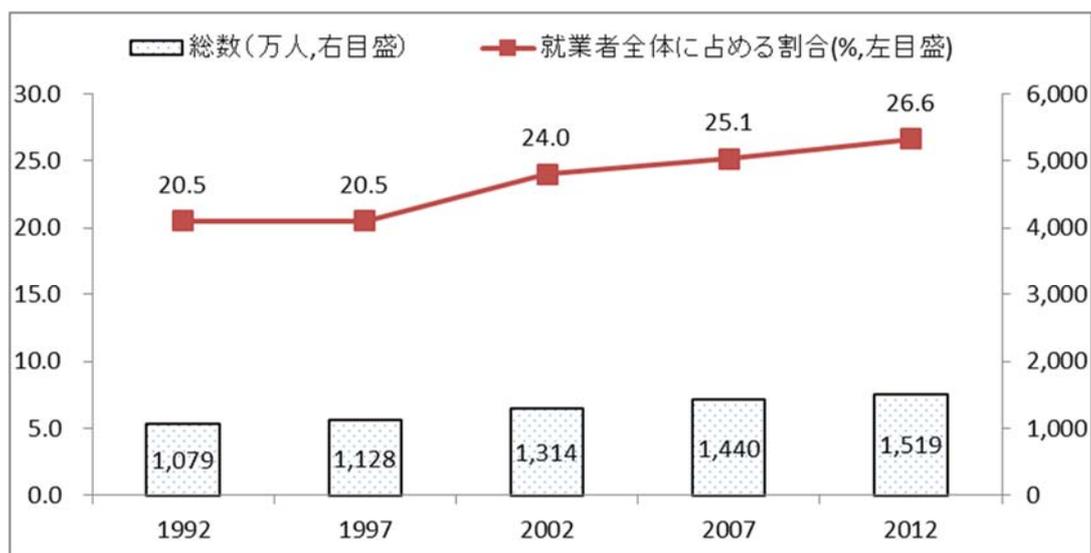
このような経緯から、日本では生活賃金は馴染みの薄い概念である。しかし、生活賃金への関心は高い。日本も、米英のように地方自治体や個別事業所ベースでの生活賃金条例の導入を試みるべきなのか。仮に、生活賃金条例の導入を決めれば、その水準をどの程度のものにすべきなのか。生活賃金条例の導入に対して企業はいかなる反応を示すか。これらの疑問に答えるべく、本研究は日本の「ワーキングプア」の賃金水準の現状を紹介しつつ、米英の文献を中心に、生活賃金運動の背景、生活賃金の理論体系、生活賃金条例に対する企業の反応、生活賃金の推計方法について整理した。さらに、日本人における生活賃金のあるべき水

準について、既存の推計値と比較しながら、独自の試算も行った。

2. 生活賃金運動の背景

「ワーキングプア」は、日本を含む多くの先進国で増加している。例えば日本では、総務省「就業構造基本調査」によれば、年間労働所得が150万円未満の労働者の割合は、2012年では26.6%に達しており、20年前より6.1ポイント上昇している（図表1）。世帯年収が200万円未満の雇用者世帯（世帯主が雇用者、15-64歳）の総数は、2012年では290万世帯（全体の9.6%）に達しており、2002年の214万世帯（全体の7.8%）に比べて、76万世帯増加している。また、厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づく推計では、可処分所得が貧困線以下の世帯の割合も、1985年の12.0%から2012年の16.1%へと、年を追うごとに上昇している。

図表1 年間労働所得150万円未満の労働者総数と割合



出所：総務省「就業構造基本調査」（第9表 男女，雇用形態，所得別雇用者数）より筆者が作成。

ワーキングプアの増加には、製造業からサービス業への経済構造のシフトが大きく関わっている。これまで製造業は、分厚い中間所得層の「製造エンジン」と言われてきた。その代表的な仕事は、製造ラインでの組立て作業員など、初級職業訓練でこなせるルーチン(Routine)なタスクである。一方、サービス業に代表される仕事は、販売店員、レストランの給仕係、運搬・清掃・包装、医療・福祉施設での介護補助などマニュアル的なタスクである(Autor, Levy, and Murnane, 2003)。

製造業に比べサービス業の労働者賃金が低いのは、単純に言えば、後者の労働生産性（付加価値の生産量）が低いことが最大の要因である。また、マニュアル的な仕事に対する労働力の供給が豊富にあり、雇用主は低賃金でも労働力を集められるという「労働力需給」要因も関係している。そして、製造業と比較して、サービス業の労働者の離・転職率と非正規雇

用比率は高く、労働組合の組織率は低い。そのことから、サービス業の労働者が雇用主と有利に賃金交渉を行えず、ワーキングプアの増加に拍車をかけている可能性も考えられる。

低賃金労働者の収入を底上げするためには、「労働生産性の向上」だけでは不十分であり、「企業の収益を従業員に適切に分配すること」を促す政策も同時に必要との考え方がある。日本では、前者の政策対応としては、低賃金労働者に対する職業訓練やOJT支援の充実、サービス業におけるイノベーションの創出とその成果の活用が講じられているが、その効果は今のところ不透明である。後者の政策対応としては、給与総額を増やした企業に対する法人税の軽減、いわゆる「所得拡大促進税制」の導入や、法定最低賃金の引上げ³がメインである（内閣府『年次経済財政報告 2014』）。とりわけ、全地域、全産業、全雇用者に適用される最低賃金の引上げによる賃金の下支え効果が大きく期待されている。

しかし、現実には、法定最低賃金の改正は極めて困難ある。例えば、アメリカでは、連邦最低賃金の引上げは、一般の法改正と同じく、上院と下院での議会審議で承認される方式（「法定方式」）を採用している。最低賃金の引上げに反対する「ビジネス・グループ」は、連邦議会において強力な影響力をもっているため、引上げ法案が承認されないことがしばしば起きる。その結果、アメリカにおける最低賃金の実質水準が低下し続けているにもかかわらず、大幅な引上げは長い間見送られてきた⁴。一方、日本やイギリス等でも、労働者側と使用者側をそれぞれ代表する同数の委員と中立委員から構成される審議会が最低賃金を決定する仕組み（「審議会方式」）となっている。審議会方式では、「労使が鋭く対立し合意がえられないまま公益見解として目安を提示しなければならない状況では、どうしても控えめな額にならざるをえない」という実態がある（大橋 2009）。

OECD 諸国の中では、米、英、日の最低賃金は、軒並み相対水準の最も低い層に属している（図表 2）。そのうち、日本の最低賃金（2014 年全国加重平均）は 780 円となっており、フルタイム労働者の中位賃金の 38.9%に相当する。OECD の平均水準（中位賃金の 50.2%）に到達するためには、日本の最低賃金額は、1,000 円程度に設定される必要がある。現在の最低賃金額から 200 円以上の引上げが必要となる⁵。

最低賃金の相対的低さ、ならびにその改正の困難さは、逆に生活賃金運動に有利な環境をつくり出していると言えよう。最低賃金が高く設定されているフランスでは、生活賃金運動の支持基盤が弱く、これまでに目立った活動は報告されていない。一方、最低賃金が低位水準で推移しているアメリカとイギリスでは、生活賃金運動が盛んである。いずれの国においても、最低賃金よりも高い生活賃金が、改革のしやすい地方自治体等でまず局地的に試行さ

³ 2016 年 10 月以降の最低賃金（全国加重平均）は 823 円と決定され、2015 度より 25 円(3.1%)の引上げで、2002 年度以降、最大の引上げ幅となっている。

⁴ アメリカの連邦最低賃金は、1980 年から 2016 年までの 36 年間に金額改定が 9 回しか行われなかった（出所：米国労働省公式サイト www.dol.gov/general/topic/wages/minimumwage）。

⁵ 安倍首相が 2015 年 11 月の経済財政諮問会議で表明したとおり、最低賃金を毎年 3%ずつ引上げる目標が実現されれば、8 年後の 2023 年には全国平均で 1,000 円を超えることになる。

れている。その適用対象を徐々に広げ、最終的に最低賃金の引上げに繋げていくことが期待されている。

図表 2 法定最低賃金の相対水準（フルタイム労働者の中位賃金=100）

	米	日	英	加	韓	仏	OECD 平均	最低賃金 (単位： 円、日本)	中位賃金 (単位： 円、日本)	目標最低賃金 (単位： 円、日本)
2000	35.8	32.2	34.1	41.4	28.8	56.1	45.1	659	2,047	924
2001	34.5	32.1	33.1	40.4	31.8	57.7	45.7	663	2,065	944
2002	33.9	32.5	34.8	40.2	33.4	57.5	46.3	663	2,040	944
2003	33.2	33.1	34.5	40.0	34.0	58.0	47.5	664	2,006	952
2004	32.3	33.6	35.6	39.4	35.3	59.3	47.5	665	1,979	940
2005	31.6	33.5	36.9	40.3	37.3	60.5	47.1	668	1,994	938
2006	30.7	33.8	37.1	40.5	38.9	61.3	47.2	673	1,991	941
2007	31.4	34.1	38.2	40.7	42.9	61.5	46.4	687	2,015	935
2008	34.1	34.6	37.8	41.8	43.6	61.5	46.7	703	2,032	949
2009	37.1	36.2	38.0	42.2	45.2	61.8	48.7	713	1,970	959
2010	38.8	37.3	37.9	43.9	45.1	61.0	49.0	730	1,957	958
2011	38.3	38.2	38.2	44.6	45.5	60.9	49.4	737	1,929	953
2012	37.7	38.3	39.0	45.4	42.9	61.5	49.3	749	1,956	963
2013	37.4	39.0	39.0	44.4	44.2	61.3	49.7	764	1,959	973
2014	36.7	38.9	39.8	45.1	45.8	61.1	50.2	780	2,005	1,006

出所：OECD Statistics- Employment Database 2015 より筆者が作成（アクセス日：2016/08/29）。

注：中位賃金は、最低賃金額を最低賃金の相対水準で除した額である。

目標最低賃金は、日本の最低賃金を OECD 平均の相対水準に置き換えた場合の金額である。

3. 生活賃金の理論体系

生活賃金の構想は、1770 年代⁶までに遡ることができるが、その理論体系の成熟化は、20 世紀末から 21 世紀初頭にかけての時期になってなされている。1894 年、イギリスの経済誌 *The Economic Journal* (Vol.4, No.14) には生活賃金に関する一連の論文が発表され、冒頭で生活賃金を「労働者が生産活動を行う最良な状態を維持でき、かつ市民の義務を果たすために必要とする余暇時間を十分に享受できる程度の年間賃金総額である」として、明確に定義した。その後、イギリスの大蔵大臣だった Philip Snowden 氏は、1912 年に『*The Living Wage*』という著書を出版しており、同著者により生活賃金の立法化に向けての試みが行われていたことが分かる。そして、アメリカの生活賃金運動のパイオニア的存在である Augustine Ryan 氏は、1906 年に『*A Living Wage: Its Ethical and Economic Aspects*』という著書を出版し、経済学の視点から生活賃金の正当性を唱えた。Ryan 氏はこの著書の中で、成人男性の労働者が資産がなくとも、賃金収入だけできちんとした家庭生活を営むことができる程度の「公平な賃金」(Just Price) を雇用主に請求する権利があると主張している。

生活賃金の支持者はその正当性の根拠として、今も「公平な賃金」や「経済的正義」など

⁶ 1776 年に出版されたアダム・スミスの『国富論』では、生活賃金を支持するような考えが述べられている。スミスは、同書の中で「構成員における貧困層の多い社会は、繁栄と幸せが望めない。人々が、自分の労働成果から公正なシェアを得ること、いわゆる賃金収入で自分たちの食事や衣服、住居の支出を十分に負担できることは、社会の繁栄と幸せにつながる」と述べている（出所：Adam Smith, *Wealth of Nations*, I. viii.36）。

をしばしば挙げるが、これらの根拠を支持する経済学者は必ずしも多くはない（Pollin and Luce, 2000）。生活賃金の正当性を裏付ける経済学的アプローチとしては、「持続可能性」、「能力開発」、「外部性」の3点が、Adam Smith以降の経済学者の間で比較的コンセンサスが得られているように思われる（Stabile, 2008）。

1つ目のアプローチは、「持続可能性(Sustainability) アプローチ」である。経済学では、「共有地の悲劇」という有名な法則がある。多数者が利用できる共有資源は、乱獲されることによって資源の枯渇を招いてしまうというものである。労働力も雇用主の私有財産ではなく、多数の雇用主が利用できる共有資源の1つと考えられる。雇用主が賃金決定に強いパワーを持っている場合（労働力市場が少数の雇用主による寡占状態になっているケース等）に、「共有地の悲劇」が起こりやすい。つまり、労働力が共有資源であるがゆえに、企業は労働力の持続的再生産が維持できないほどの低賃金を設定し、労働者を搾取する動機が働く。労働力資源の持続可能性を確保するために、雇用主に生活賃金を課す必要があると考えられる。

2つ目のアプローチは、「能力開発(Capability) アプローチ」である。ハイスキル(High-Skill)労働力への需要がますます高まる現代社会では、労働者は、自分自身やその家族のスキルを磨くために、さまざまな形で金銭的・時間的投資を行う。それは、本人にとっても社会全体にとっても望ましいことである。しかし、低賃金のもとでは、労働者はこうした能力開発の投資を全く行わないか、過少投資になってしまう可能性が高い。生活賃金の支払は、労働者とその家族に能力開発の余裕を与えることになる。

3つ目のアプローチは、「外部性(Externality) アプローチ」である。低賃金は長時間労働を誘い、長期的にみて労働者の健康を損ない、働ける期間の短縮をもたらすことになる。しかし、病気や働けない期間の延長に伴う社会保障費の増加は、社会全体が負担しているため、低賃金を支払う雇用主は、社会保障制度に「ただ乗り(Free-ride)」することができる。労働者の低賃金により雇用主は、自身の利益最大化を実現できているが、社会全体に「負の外部性」(社会保障費用の増加)をもたらしている。雇用主に生活賃金の支払を課すことで、こうした「負の外部性」を雇用主に吸収させる(Internalize)ことが可能である。

実は、生活賃金の正当性を裏付ける上記の経済学的アプローチは、最低賃金にも同様に適用できるものである。では、なぜ最低賃金という法律で確立された制度があるのに、生活賃金制度を新たに作る必要があるのだろうか。

最低賃金と生活賃金との差異は、「現実」と「理想」との差異に例えることが適切であると考えられる。最低賃金は生活賃金に比べて、その適用範囲がかなり広い(図表3)。生活賃金の適用対象は一部の地方自治体や事業所の一部の低賃金労働者であるのに対して、最低賃金は全国、全産業の全雇用者に適用されるケースがほとんどである⁷。そのため、最低賃金の引上げは、雇用への影響も大きいと懸念され、その金額設定は、①「労働者の生計費」のみ

⁷ 例えば、アメリカのLA市では、生活賃金制度が適用されるのは、該当地域の低賃金労働者の2%に過ぎないと推定結果がある（Fairris and Bujanda, 2008）。

ならず、②「現在の賃金水準」（急激な引上げは好ましくない）や③「経営体力の弱い中小零細企業の賃金支払能力」などの要素も総合的に考慮しなければならないことが多い。考慮すべき要素が多い結果、最低賃金の金額は生活賃金に比べて、どうしても控えめな額にならざるをえない。一方、生活賃金は、原則として「労働者の生計費」のみを考慮して算出されるため、「理想」の最低賃金に近づくことが可能である。生活賃金という「理想」を高く掲げ、局地的に導入の実績を作ることで、「現実」の最低賃金の水準に波及効果（Spillover Effect）を及ぼすことこそが、生活賃金運動の本当の狙いだと考えられる。

図表 3 最低賃金と生活賃金の比較

	最低賃金 (MW)	生活賃金 (LW)
金額設定	①「労働者の生計費」、②「現在の賃金水準」と③「中小零細企業の賃金支払能力」の3要素を総合的に考慮	「労働者の生計費」のみを考慮
適用地域	全国	一部の地方自治体や事業所
適用事業者	全企業／全産業	政府の業務を請負う、政府と土地のリース契約等取引のある、政府から補助金ももらっている民間事業者
適用労働者	原則として、全雇用者（障害者、ためし雇用等除外）	低賃金労働者の一部
違反者への罰則	強い（日本の場合、違反者の社名公表、50万円の罰金あり）	入札参加資格の取消、民事訴訟など
雇用への影響	懸念が比較的大きい	懸念が比較的小さい

出所：筆者による整理。

4. 生活賃金条例に対する企業の予想される反応

生活賃金の実施を企業側に義務付ける場合にもっとも多く予想される反応は、①「レイオフまたは事業所移転による雇用減少」である。具体的には、低賃金労働者の労働を機械で代替する方法や、事業所を生活賃金条例のない自治体へ移転する方法などである。その他、②「サービス・製品の値上げ」、③「労働生産性の向上」、④「低賃金労働者への賃金割当の引上げ」といった企業側の対応も考えられる。

①「レイオフまたは事業所移転による雇用減少」

生活賃金条例の導入事例は 1990 年代以降にしか見られないものの、その導入が低賃金労働者の賃金と雇用に与える影響に関する実証研究は散見される。代表的な研究として、Adams and Neumark (2005)は、生活賃金条例／法律の導入に失敗したアメリカの 25 自治体を対照グループとして、導入に成功した約 100 自治体（コントロールグループ）で暮らす低賃金労働者の賃金変化と就業確率（雇用量）の変化を調べた。その推定結果（Baseline 推定）から、

生活賃金が 100%引き上げられる場合（例えば、5 ドルの最低賃金から 10 ドルの生活賃金に変わる場合）、賃金分布の下位 10%層の賃金が 4%増える一方、彼（女）らの雇用確率が 12%低下することが示された⁸。

②「サービス・製品の値上げ」

生活賃金の導入による人件費の上昇を、企業がサービス・製品の価格に転嫁する行動も予想されたが、実際には関連サービス・製品の値上げは起きていなかったと、Brenner(2004)がまとめている。Baltimore 市をはじめ、生活賃金条例の施行前後で比較すると、自治体契約費の名目値はわずかに上昇しているものの、物価上昇の影響を考慮した実質値ベースではむしろ減少しているところもある（図表 4）。サービス・製品の値上げがあまり見られない理由として、(a)自治体のサービス契約の競争入札に参加する企業が通常複数あり、競争的市場環境下においては、サービス・製品への価格転嫁が困難であること、(b)生活賃金の適用による追加的人件費コストが、総契約費に占める割合がそもそも高くないこと⁹、(c)複数契約の一本化や契約期間の延長等、価格転嫁以外の手段¹⁰で追加的人件費コストを吸収する可能性があることなどがあげられている。

図表 4 生活賃金条例実施後の契約費総額の上昇幅

	生活賃金条例の 施行年	生活賃金の水準 (最低賃金=100)	自治体契約費の年間 上昇率(%)	
Baltimore City, Meryland (Niedt <i>et al.</i> , 1999)	1996-97年度	144	1.2	(名義値)
Dane County, Wisconsin (Elmore, 2003)	1999-2000年度	154	2.8	(名義値)
San Francisco, California (Elmore, 2003)	2000-01年度	157	1.0	(名義値)
Baltimore City, Meryland (Weisbrot and Sforza-Roderick, 1996)	1996-97年度	178	-1.9	(実質値)
Boston, Massachusetts (Brenner and Luce, 2003)	1999-2000年度	157	-7.3	(実質値)

出所：Brenner(2004)。

その他、生活賃金条例の実施に伴い、③「労働生産性の向上」、および④「低賃金労働者への賃金割当の引上げ」も予想されているが、その反応の有無についての既存の実証研究は不足しており、実態が不明のままである。

⁸ San Francisco 市では、生活賃金条例の施行後に対象企業の雇用者数が増えたという報告（Reich *et al.*, 2003; Howes, 2002）はあるものの、厳密な統計的手法に基づく結果ではないので、ここでは言及していない。

⁹ 例えば、Pollin and Luce(2000)によれば、LA 市とサービス契約がある企業のうち、10%以上のコスト上昇が見込まれる企業は、全体の 7%に過ぎない。

¹⁰ 例えば、Oregon 州 Multnomach 県は、生活賃金の導入後に、従来ではそれぞれ単独で競争入札される 3 つの清掃業務を一本化した。その結果、サービスの提供コストが 27%上昇したにもかかわらず、自治体側が契約費の増加額を 5%以内に抑えることができた(Brenner, 2004)。

5. 生活賃金の推計方法

「生活賃金の数値計算は、一種の政治的行為（Political Act）とも言える」と、Ciscel(2004)は指摘する。生活賃金にはおおざっぱな定義しかなく、計算のアプローチや前提条件の違いによっては、得られる数値が大きく異なる可能性があるからである。生活賃金のベースとなる「標準生計費」¹¹の代表的な定義は、以下のとおりである。

「公的福祉給付と私的所得移転を受けないという前提で、本人とその家族の基本生活費や税・社会保険料は労働収入で賄えるものであるべきである。公的福祉給付とは、公営住宅、食料配給券、生活保護（AFDC）といった低所得者向け現金または実物の給付であり、私的所得移転とは、親族や友人が提供する世話的援助（保育等）、経済的援助（仕送り、住居の提供等）を指している。」

（出所：Ciscel,2004:56）

しかし、「標準生計費」の具体的な推計においては、以下ア）～エ）の項目についての幅広い前提条件の仮定が可能である。

ア）モデル世帯の種類

世帯種類の違い（単身世帯 vs. 夫婦世帯；ひとり親世帯 vs. ふたり親世帯）によって、「標準生計費」の金額が大きく異なる。とくに子どもがいる場合には、子どもの人数、年齢段階、性別の仮定も金額を大きく左右する。ひとり親と子ども2人の3人世帯、または夫婦と子ども2人の4人世帯を標準世帯として、生活賃金の目安を決める場合が多い。

イ）役割分業の種類

働き手が1人（片働き世帯）の世帯に比べて、働き手が2人（共働きモデル）の世帯は、一般的に生活賃金の水準が低くなる。また、共働きの場合、2人目がフルタイム勤務の場合に比べて、パートタイム勤務の場合、生活賃金の水準が低くなる。日本の場合、「共働きモデル」という役割分業パターンが現在半数を超えている（総務省「労働力調査2015」）。

ウ）年間勤務時間数

フルタイム労働者の年間勤務時間数の仮定が長時間であるほど、生活賃金（時給）の水準が低下する。対象国や地域におけるフルタイム労働者の平均勤務時間数を1つの目安とすることが一般的である。2015年現在、日本のフルタイム労働者とパートタイム労働者の年間総

¹¹ 「基本生活／生計費」や「最低生活／生計費」と呼ばれる場合もある。

実労働時間数は、それぞれ 2,026 時間と 1,068 時間となっている¹²（厚生労働省「毎月勤労統計調査 2015」）。

エ) 標準生計費の範疇と算定基準

標準生計費には、衣食住、医療、交通・通信、保育・教育、交際、教養・娯楽など多岐にわたる活動に関わる費目が含まれている。その算定基準は、大きく①「貧困線基準」、②「必需品予算 (Basic Needs Budget) 基準」、および③「自給自足 (Self-Sufficiency) 基準—マーケット・バスケット方式」がある (Ciscel,2004)。そのうち、「貧困線基準」がもっとも簡単で恣意性の少ない算定基準であり、「マーケット・バスケット方式」が生活賃金運動にもっとも受け入れられている算定基準である。そのほか、日本では、国家公務員の給与水準改訂の基礎である人事院「標準生計費」を基準とする場合もある (森,2014)。

①「貧困線基準」

「貧困線基準」は、もっともシンプルで、恣意的に解釈する余地の少ない基準である。実例として、アメリカの Los Angeles 市の条例では、4人世帯の相対的貧困線(中位所得の 50%)を生活賃金の基準としている。つまり、夫がフルタイムで働けば、妻と 2 人の子どもを含む 4 人家族の生活が貧困にならない程度の金額が、生活賃金として定義されている。しかし、「貧困線基準」で算出される生活賃金は、概ね控えめの金額となっており、標準的な消費水準を賄える保証がないので、生活賃金の運動家や研究者の間では、批判的な意見が多い。

②「必需品予算 (BNB) 基準」¹³

「貧困線基準」に対する上記の批判を意識して、Renwick and Bergmann(1993)が「必需品予算 (BNB) 基準」を提案している。「BNB 基準」の下では、一般家庭のスタンダードな消費額を調べた上で、生活賃金の水準が設定されている。具体的には、まず、労働統計局の調査を元に、食料、住居、医療・保健、交通・通信、保育料、個人ケア・諸雑費を含むスタンダードな消費額を集計する。次に、低所得世帯向けの実物援助（住宅補助、食料配給券等）の評価額を調整した上、希望税込年収（生活賃金）を算出する。試算の結果、ふたり親の 4 人世帯（夫婦と 2 人の子ども）の生活賃金（1989 年当時、年額）は、14,657 ドル（連邦貧困線の 146%相当）とされている。

③「自給自足基準—マーケット・バスケット方式」

一方、「自給自足基準—マーケット・バスケット方式」には、「公的福祉給付と私的所得移転を受けず、家庭内の全ての消費支出を労働収入で賄う」という前提が置かれている。具体的には、一般家庭が必要な生活必需品・サービスの費目と消費数量を仮定した上、それぞれ

¹²月間平均就業時間数（フルタイム労働者 168.8 時間、パートタイム労働者 89.0 時間）をベースに筆者が換算した数値である。<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001144158>（アクセス日：2016/09/06）

¹³「BNB 基準」のイギリス版は、「LCA (Low Cost But Acceptable) 予算基準」と呼ばれるものである。詳細は、Parker(2001)を参照。

の市場価格を調べ、それらを合計した金額（月額または年額）を「生活賃金」の算定ベースとする。生活必需品・サービスの費目に、食料、住居、医療・保健に関わる諸費用、子どもの保育料、交通・通信費、税・社会保険料が基本項目として含まれている。その他、教育費、交際費、教養・娯楽費、貯蓄・予備費と自由裁量費（こづかい）という追加費目を設ける場合もある。

このように、標準生計費の金額は、算定基準や費目の設定範囲に大きく左右される側面がある。総じて言えば、「マーケット・バスケット方式」での標準生計費は、「貧困線基準」と「BNB 基準」での推計値よりも高くなる傾向がある（Ciscel,2004）。2000 年前後のアメリカの 4 人世帯（夫婦と子ども 2 人）の標準生計費（年額）を例にとると、「貧困線基準（2002）」では 18,244 ドル、「BNB 基準」では 20,934 ドル¹⁴、「マーケット・バスケット方式」では 30,000 ドル前後¹⁵と、「マーケット・バスケット方式」の推計値がもっとも大きい。

図表 5 は、世帯類型（8 種類）別、役割分業の種類（2 種類）別、および標準生計費の算定基準（5 種類）別に、日本の生活賃金における既存の推計値を比較したものである。各種の推計値を比較しやすくするために、以下のように前提条件を統一している。

- ・ 「片働きモデル」の生活賃金Ⅰと「共働きモデル」の生活賃金Ⅱを別々に算出
- ・ 「共働きモデル」は、夫がフルタイム、妻がパートタイム
- ・ フルタイムは年間 2,000 時間勤務、パートタイムは年間 1,000 時間勤務

日本の推計値も、「貧困線基準」での推計額がもっとも低く、「マーケット・バスケット方式」での推計額がもっとも高い。単身者世帯の場合、生活賃金（時給）は、「貧困線基準」では 800 円、人事院「標準生計費基準」では 900 円、「マーケット・バスケット方式」では 920 円～1,610 円となっている。「マーケット・バスケット方式」推計値のうち、「連合 LW2013—さいたま市」の推計値がもっとも低く、「三鷹 MIS2011-12」の推計値がもっとも高い¹⁶。

¹⁴ Renwick and Bergmann（1993）における 1989 年の試算値（14,657 ドル）を、2001 年のドルの価値に換算した後の数値である。

¹⁵ 出所：Ciscel(2002)、Cederberg *et al.* (2001)。

¹⁶ 「三鷹 MIS2011-12」は、イギリスの「最低収入基準（Minimum Income Standard）」法を参考にしながら、マーケット・バスケットの中身と消費量が、東京都三鷹市の市民によって構成されるフォーカス・グループとの話し合いによって決められている（重川・山田 2012）。その標準生計費の推計値が高くなる理由として、三鷹市の相対的に高い生活水準や、費目の設定範囲に教養・娯楽費、交際費等追加項目が含まれていること等が考えられる。

図表 5 日本の生活賃金—既存の推計値

	単身世帯	夫婦世帯	ひとり親世帯			ふたり親世帯		
			子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども1人	子ども2人	子ども3人
①国民生活基礎調査「貧困線2012」								
標準生計費 ^a (円、月額)	101,667	143,778	143,778	176,092	203,333	176,092	203,333	227,334
税・社会保険料 ^b (円、月額)	31,212	44,140	44,140	54,060	62,423	54,060	62,423	69,791
生活賃金 (円、月額)	132,878	187,918	187,918	230,152	265,757	230,152	265,757	297,125
生活賃金 I ^c (円、時給)	800	1,130	1,130	1,380	1,590	1,380	1,590	1,780
生活賃金 II ^d (円、時給)	—	750	—	—	—	920	1,060	1,190
②人事院「標準生計費2015」								
標準生計費 (円、月額)	114,720	158,890	158,890	187,120	215,350	187,120	215,350	243,580
税・社会保険料 ^b (円、月額)	35,219	48,779	48,779	57,446	66,112	57,446	66,112	74,779
生活賃金 (円、月額)	149,939	207,669	207,669	244,566	281,462	244,566	281,462	318,359
生活賃金 I ^c (円、時給)	900	1,250	1,250	1,470	1,690	1,470	1,690	1,910
生活賃金 II ^d (円、時給)	—	830	—	—	—	980	1,130	1,270
③連合リビングウェイジ 2013—さいたま市								
標準生計費 (円、月額)	125,710	179,318	171,327	220,369	—	216,276	259,562	—
税・社会保険料 (円、月額)	27,017	37,243	37,675	47,470	—	45,599	54,727	—
生活賃金 (円、月額)	152,727	216,561	209,001	267,839	—	261,875	314,289	—
生活賃金 I ^c (円、時給)	920	1,300	1,250	1,610	—	1,570	1,890	—
生活賃金 II ^d (円、時給)	—	870	—	—	—	1,050	1,260	—
④労働総研リビングウェイジ(さいたま市)2008								
標準生計費 (円、月額)	191,406	295,866	299,044	—	—	—	464,614	—
税・社会保険料 (円、月額)	42,395	60,156	51,468	—	—	—	99,038	—
生活賃金 (円、月額)	233,801	356,022	350,512	—	—	—	563,652	—
生活賃金 I ^c (円、時給)	1,400	2,140	2,100	—	—	—	3,380	—
生活賃金 II ^d (円、時給)	—	1,420	—	—	—	—	2,250	—
⑤三鷹MIS2010-11								
標準生計費 (円、月額)	205,550	—	313,966	—	—	473,309	—	—
税・社会保険料 ^b (円、月額)	63,104	—	96,388	—	—	145,306	—	—
生活賃金 (円、月額)	268,654	—	410,354	—	—	618,615	—	—
生活賃金 I ^c (円、時給)	1,610	—	2,460	—	—	3,710	—	—

出所：①と②は、厚生労働省「国民生活基礎調査 2012」、人事院「標準生計費 2015」より、筆者が作成。

③～⑤は、それぞれ「連合リビングウェイジ 2013」、森(2014)、阿部ほか(2012)を元に筆者が作成。

a 貧困線(122万円/年) × (世帯人員数の平方根)。

b 産労総合研究所(2015)を参考に、生計費に負担修正係数(0.307)を乗じたものである。

c 生活賃金 I：1人就業—フルタイム(年間2,000時間勤務) ※1円単位は四捨五入、以下同じ。

d 生活賃金 II：2人就業—夫フルタイム(年間2,000時間勤務) + 妻パートタイム(年間1,000時間勤務)。

注：(1)「連合リビングウェイジ 2013」の生活賃金公表値は、年間1,980時間勤務(「賃金構造基本統計調査 2012」所定内実労働時間数全国平均)として算出されているため、上記図表の推計値よりわずかに大きい(単身世帯の生活賃金は930円)。

(2) ③～⑤は、いずれも「マーケット・バスケット方式」によって調べられている。それぞれの推計値において、子供の年齢や、世帯主の性別に関する仮定は微妙に異なる場合がある。

ひとり親の3人世帯(親と子ども2人)の場合、生活賃金は、「貧困線基準」では1,380円、人事院「標準生計費基準」では1,470円、「マーケット・バスケット方式(連合LW2013—さいたま市)」では1,610円となっている。

4人の標準世帯(夫婦と子ども2人、共働き)の場合、生活賃金は、「貧困線基準」では1,060円(2015法定最低賃金の133%)、人事院「標準生計費基準」では1,130円(同142%)、「マーケット・バスケット方式」では1,260円(連合推計、2015埼玉県最低賃金の149%)～2,250円(労働総研推計、同266%)となっている。最低推計値と最高推計値との間に2倍

以上の開きがある。同じ地域（さいたま市）で類似の調査手法（マーケット・バスケット方式）を用いても、労働総研の推計値は費目の設定範囲が広いため、連合の推計値より 60%～70%ほど高くなっている¹⁷。

生活賃金の推計値は大きなレンジがあるがゆえに、どの推計値を採用するかは、もはや一種の「政治的判断」となっている。「連合リビングウェイジ 2013」では、4 人の標準世帯ではなく、あえて単身者世帯の推計値を目安として、都道府県別生活賃金額を提示している。これは、「最低賃金」の現行水準（全国平均 800 円前後）を意識した上での「政治的判断」とも取れる。現行の最低賃金水準から大きく逸脱した生活賃金額は、企業側に相手にされない可能性が高いため、企業との賃金交渉に使いやすい推計値が用いられたと考えられる。

6. 日本人の生活賃金—独自の推計結果

日本における既存の生活賃金推計値（図表 5 の③～⑤）は、いずれも特定の大都市（さいたま市または三鷹市）の生計費調査を元に算出されている。「連合リビングウェイジ 2013」は、さいたま市の推計値に地域物価指数をかけて、都道府県別の生活賃金額を示しているが、全国の生活賃金の実態は必ずしも反映されていない。また、既存の生活賃金推計値は、数値が過大になりやすい「マーケット・バスケット方式」（図表 5 の③～⑤）か、数値が過小になりやすい「貧困線基準」（図表 5 の①～②）によって得られている。

そこで、本節では、住民基本台帳から無作為に抽出した全国調査の個票データを用いて、「必需品予算（BNB）基準」によって生活賃金額を推計してみた。

(1) 生活賃金の定義

本研究も、Renwick and Bergmann(1993)と同じく、(1)式のように生活賃金を定義する。

$$\text{生活賃金} = \text{標準生計費} \times (1 + \text{社会保険料} \cdot \text{税の徴収比率}\%) - \text{社会保障給付額} \quad (1)$$

そのうち、標準生計費は、ゆうちょ財団「くらしと生活設計に関する調査 2013、2014」および「家計と貯蓄に関する調査 2013、2015」¹⁸における「家計費（総額）」の平均値を用いる。調査データの制約により、項目別の消費額ではなく家計費総額が用いられている。具体的には、本稿の推計に用いている家計費総額には、以下の消費項目が含まれている。

¹⁷「連合リビングウェイジ 2013」では、基本項目のほか、交際費、教育費と教養・娯楽費も消費品目に含まれている。労働総研の推計値では、さらに「貯蓄・予備費」と「こづかい」という費目が設けられている。

¹⁸ 十分な標本サイズを確保するために、4つの調査のデータをプールした。いずれの調査も、住民基本台帳から層化多段無作為抽出法に抽出した世帯に対する全国調査であり、標本の代表性が確保されている。また、調査期間中に、消費者物価が安定しているため、複数年調査の統合は結果にそれほど影響がないと思われる。調査の詳細については、ゆうちょ財団のホームページ (https://www.yu-cho-f.jp/research/questionnaire_survey/index.html) を参照すること。

$$\text{家計費} = \text{食費} + \text{光熱費} + \text{住居費} + \text{被服費} + \text{耐久消費財購入費} + \text{交通・通信費} \\ + \text{教養娯楽費} + \text{交際費} + \text{保健・医療費} \quad (2)$$

※住居費は、住宅ローンの返済を含み、住宅購入費や住宅改修費を含まない。

(2) 日本人の生活賃金額

生活賃金の推計額は、働き方モデルおよび世帯類型によって大きく異なる。図表 6 に示したとおり、片働きモデル（フルタイムの働き手が 1 人）の場合、生活賃金（Type I）は、単身世帯では 1,200 円、夫婦世帯では 2,410 円、ひとり親世帯では 1,650 円、ふたり親世帯（子ども 2 人）では 2,380 円となっている。共働きモデル（1 人はフルタイム、1 人はパートタイム）の場合、生活賃金（Type II）は、夫婦世帯では 1,380 円、ふたり親世帯（子ども 2 人）では 1,360 円となっている。

夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯を標準世帯とした場合、日本人の生活賃金（Type I）は 2,380 円（2015 法定最低賃金の 298%相当）であり、生活賃金（Type II）は 1,360 円（2015 法定最低賃金の 170%相当）となっている。

図表 6 日本人の生活賃金(2013~15年)

— 「BNB 基準」による推計額（単位：円）—

		標準生計費 (月額)	税・社会保険料 (月額)	社会保障給 付(月額)	生活賃金 (月額)	生活賃金 I (時給)	生活賃金 II (時給)
単身世帯		158,146	48,551	6,000	200,696	1,200	—
夫婦世帯		309,035	94,874	1,667	402,243	2,410	1,380
ひとり親世帯		217,876	66,888	10,167	274,597	1,650	—
ふたり親世帯	子ども1人	300,027	92,108	8,083	384,052	2,300	1,320
	子ども2人	310,159	95,219	8,083	397,295	2,380	1,360
	子ども3人	323,846	99,421	8,083	415,184	2,490	1,420

出所：単身世帯は、ゆうちょ財団「くらしと生活設計に関する調査 2013、2014」により、それ以外の世帯はゆうちょ財団「家計と貯蓄に関する調査 2013、2015」より筆者が算出。

注：(1)世帯主が 20 歳～64 歳の現役年齢世帯（N=1,977）に関する集計結果である。

(2)社会保険料・税は、図表 5 と同じく標準生計費の 0.307 とした。

(3)社会保障給付は、公的年金・恩給以外の社会保障給付金（雇用保険、児童手当、その他）を指している。数値は、それぞれ「国民生活基礎調査 2015」における「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」の平均金額からの引用である。

(4)生活賃金 I：片働き—フルタイム（年間 2,000 時間勤務） ※1 円単位は四捨五入、以下同じ。

生活賃金 II：共働き—1 人フルタイム（年間 2,000 時間勤務）+ 1 人パートタイム（年間 1,000 時間勤務）

(3) 生活賃金を得ている世帯主の特徴

図表 7 は、世帯主の属性別賃金の平均額と生活賃金の超過割合を示したものである。総じて言えば、男性、40 代以上、大学・大学院卒の高学歴者、勤続年数 20 年以上の者、正社員、大企業の従業員、専門・技術的職業や管理的な仕事に従事している者は、平均賃金が高く、

生活賃金を得ている割合も高くなっている。

さまざまな要因の影響をコントロールした図表8の推定結果も、図表7の記述統計とおおむね一致している。

図表7 属性別生活賃金を得ている世帯主の割合

	N	時間あたり賃金 (円)		生活賃金Ⅰの 超過割合Ⅰ(%)	生活賃金Ⅱの 超過割合Ⅰ(%)
		平均値	標準偏差	(賃金>2,380円)	(賃金>1,360円)
全体	1,724	2,925	2,952	41.5	74.8
性別—男性	1,574	2,993	2,981	43.3	77.1
—女性	150	2,214	2,531	23.3	51.3
年齢—20代	90	2,103	2,011	18.9	60.0
—30代	378	2,790	2,847	32.8	76.2
—40代	498	2,965	2,881	43.2	78.9
—50代以上	758	3,064	3,124	47.5	73.2
学歴—中学校・高校	772	2,668	2,728	34.3	68.1
—短大・高専・各種学校	307	2,621	2,777	35.2	73.3
—大学・大学院（文系）	369	3,339	3,213	51.5	81.6
—大学・大学院（理系）	253	3,507	3,326	56.5	88.1
—その他・不詳	23	2,589	2,071	43.5	65.2
勤続年数—5年未満	377	2,327	2,663	26.0	52.8
—10年未満	281	2,556	2,621	28.8	70.5
—20年未満	404	2,827	2,786	36.1	79.2
—20年以上	596	3,485	3,176	61.1	87.9
正社員—NO	490	2,281	2,736	25.9	52.4
—YES	1,234	3,181	2,996	47.7	83.7
職業1 専門・技術的職業	324	3,012	2,900	49.7	86.7
職業2 管理的な仕事	169	4,154	3,075	76.9	94.7
職業3 事務的な仕事	224	2,984	2,600	49.6	82.1
職業4 営業・販売の仕事	227	3,158	3,647	35.2	68.3
職業5 技能工・生産工程に関わる職業	401	2,868	2,967	34.9	73.1
職業6 運輸・通信の仕事	109	2,404	2,339	27.5	60.6
職業7 保安的職業	39	2,405	1,847	46.2	71.8
職業8 農林漁業	43	1,734	2,364	14.0	46.5
職業9 サービスの職業	142	1,839	1,942	18.3	52.1
職業10 その他	32	2,687	3,287	28.1	59.4
300人以上大企業・官公庁—NO	1,109	2,600	2,771	31.8	66.3
—YES	615	3,512	3,171	59.0	90.2
世帯類型—単身世帯	119	2,161	2,284	26.1	57.1
—夫婦世帯	259	3,033	3,087	45.6	73.7
—ひとり親世帯	91	2,287	2,753	25.3	46.2
—ふたり親世帯（子1人）	338	2,889	2,864	42.6	77.5
—ふたり親世帯（子2人）	407	3,161	2,763	49.9	85.5
—ふたり親世帯（子3人）	119	2,916	2,907	39.5	79.8

注：(1)20歳～64歳の有業世帯主に関する集計結果である。

(2)100円未満または3標準偏差分（20,976円）以上の賃金額が、欠損値（N=39）として処理されている。

図表 8 生活賃金を得ている確率の推定結果 (Probit モデル)

	生活賃金 I			生活賃金 II		
	限界効果	標準誤差		限界効果	標準誤差	
女性	-0.109	0.067	*	-0.057	0.049	
年齢	0.005	0.001	***	0.002	0.001	*
学歴 (対照群: 中学校・高校)						
- 短大・高専・各種学校	0.004	0.036		0.014	0.030	
- 大学・大学院 (文系)	0.081	0.037	**	0.046	0.030	
- 大学・大学院 (理系)	0.103	0.043	**	0.053	0.037	
- その他・不詳	0.176	0.127		0.059	0.085	
勤続年数	0.007	0.001	***	0.005	0.001	***
正社員	0.094	0.033	***	0.157	0.023	***
職業 (対照群: 技能工・生産工程に関わる職業)						
- 1 専門・技術的職業	0.083	0.039	**	0.119	0.035	***
- 2 管理的な仕事	0.206	0.051	***	0.146	0.057	***
- 3 事務的な仕事	0.039	0.044		0.040	0.039	
- 4 営業・販売の仕事	-0.075	0.044	*	-0.047	0.035	
- 6 運輸・通信の仕事	-0.088	0.057		-0.111	0.042	***
- 7 保安的職業	0.038	0.092		-0.041	0.079	
- 8 農林漁業	-0.047	0.102		-0.079	0.070	
- 9 サービスの職業	-0.087	0.053	*	-0.041	0.037	
- 10 その他	-0.067	0.108		0.034	0.079	
300人以上大企業・官公庁	0.133	0.027	***	0.130	0.025	***
世帯類型 (対照群: 単身世帯)						
- 夫婦世帯	0.058	0.056		0.044	0.052	
- ひとり親世帯	0.126	0.073	*	0.018	0.061	
- ふたり親世帯 (子 1 人)	0.059	0.054		0.102	0.049	**
- ふたり親世帯 (子 2 人)	0.107	0.053	**	0.154	0.048	***
- ふたり親世帯 (子 3 人)	0.076	0.063		0.124	0.056	**
対数尤度	-731.0			-549.9		
N	1,292			1,292		

注: (1) 20 歳～64 歳の有業世帯主に関する推定結果である。

(2) * p 値<0.1、** p 値<0.05、*** p 値<0.01

7. むすびにかえて一生活賃金の可能性と限界

自由な市場経済の下では、賃金は、労働者の提供するサービスや製品の付加価値に等しいというのが、古典経済学の考え方である。つまり、労働者の賃金が低いのは、単に彼（女）の労働生産性が低いからである。本人の労働生産性を上回る高い生活賃金を労働者に支給するよう雇用主に義務付ける政策は、市場に少なくとも 3 つの歪みをもたらす可能性がある。

1 つ目の歪みは、低技能労働者の「雇用減少」である。生活賃金は実質上、低技能労働者に対する「使用税」となっており、彼（女）らへの労働需要の減少に繋がやすいからである (Neumark *et al.*, 2012)。生活賃金制度の導入により、高付加価値ビジネスへのシフトが加速すると予想される。中長期的には、生活賃金に釣り合うほど雇用者の労働生産性を向上させ

ることのできないビジネスは、市場から淘汰されることになる。そこで、高付加価値ビジネスが求める知識や技能、体力を持たない労働者は、働く場所を失う可能性が高い。

2つ目の歪みは、「貧困削減につながらない所得再分配」の発生である。「雇用減少」を防ぐために、公共部門または政府の取引業者に限定して生活賃金制度が適用されることが多い。そのやり方は、労働生産性と生活賃金の差額部分を税金で補てんするのと同じ原理である。つまり、低賃金労働者への所得再分配が行われることになる。しかし、低賃金労働者は、貧困者とイコールではない。低賃金労働者の多くは、中産家庭の主婦と学生であり、この種の所得再分配は、貧困削減につながらない可能性が高い。

3つ目の歪みは、「経済効率性の低下」である。より高い生活水準（賃金）を求めて、人々がかつとも大きな付加価値を生産できる仕事につくよう、賃金は「見えざる手」として、生産活動を効率最大化の方向へと導いてくれる。しかし、本人の労働生産性を上回る高い生活賃金の支給は、このインセンティブをゆがめ、生産活動の効率性を損なう恐れがある。例えば、高学歴でありながらも公的部門の警備員として働く壮年男性のケースが考えられる。生活賃金の提供により、付加価値の低い仕事に止まることは、社会全体の経済効率性の低下をもたらす。それに、公的部門の警備員の仕事はそもそも高学歴を必要としないため、自分への教育訓練投資の意欲が低下してしまうという現象も生まれるであろう。

生活賃金制度におけるこれらの歪みは、基本的には最低賃金制度とも共通している問題である。最低賃金／生活賃金と低技能労働者の労働生産性との乖離が大きければ大きいほど、上記の歪みが大きくなる恐れがある。一方、生活賃金の適用や最低賃金の大幅な引上げに対する期待する議論もある。例えば、割高な賃金を支払うことで、やる気のある優秀なスタッフを採用できることや、従業員の定着率が高くなることなど、企業にとってのメリットもある。また、賃金の下限が高く設定されていることにより、企業側が技術革新の加速や生産性向上の工夫を一層強めることも期待できる。問題は、これらのメリットが十分に大きいのであれば、条例や法律に強制されることなく、多くの企業はすでに実践しているであろうということである。

では、歪みを最小限に抑えてワーキングプアを救う方策は、他にないのであろうか。経済学者の間でもっとも広く支持されている方策の1つは、「勤労税額控除」制度である¹⁹。世帯の標準生計費を定め、収入がその額に満たない人は所得税を免除し、国が一定額を給付する、いわゆる「負の所得税」制度である。また、低技能労働者にOJT（在職訓練）を実施する、あるいはインターンまたは見習いとして受け入れる事業者に対して、賃金補助を行う制度も、比較的支援されている方策である。富裕層への課税強化ならびに、低技能労働者またはその

¹⁹全米336人の労働経済学者を対象とする調査によれば、生活賃金が貧困対策として「とても有効」または「ある程度有効」だと考える者は、全体の31%に過ぎない。一方、勤労所得税額控除制度（EITC）または一般の福祉給付については、98%の労働経済学者は、その貧困対策としての有効性を認めている。Available at <https://www.epionline.org/studies/r13/> (アクセス日 2016/09/27)。

予備軍を減らすための公的支出の拡大（例えば、無料公的教育や職業訓練システムの充実など）も、ワーキングプア対策として有効とされる。さらに、全ての国民に対して最低限の生活を営むのに必要とされている額の現金を無条件で定期的に支給する「ベーシックインカム」制度も、現実味を欠いているという評価も見られるものの、近年ホットな議論を呼んでいる。

添付資料 1 生活賃金条例を導入した地方自治体の事例

1. Los Angeles 市（米国 California 州）

(1) 導入の経緯

Los Angeles (LA) 市では、1997 年に生活賃金に関する条例案が議会で承認され、市のサービス業務を請負う民間企業に、8.5 ドルの生活賃金（当時の California 州最低賃金の 170% 相当）の適用を取引継続の条件とした。生活賃金の金額は、具体的に 4 人世帯の貧困線を基準としている。夫がフルタイムで働けば、妻と 2 人の子どもの 4 人家族の生活は貧困にならない程度のものが、生活賃金として定義されている (Fairris and Bujanda, 2008)。また、生活賃金を一定の水準に保つためには、その金額は、消費者物価指数に合わせ、毎年度改訂される仕組みとなっている（付表 1）。2016 年度現在、LA 市の生活賃金は 12.52 ドルと定められており²⁰、California 州最低賃金の 125% 相当である。生活賃金の導入により直接的な賃上げの恩恵を受けた労働者数に関する最近のデータはないが、2001-2003 年の調査ではわずか 150 社の 8,000 人程度（該当地域の低賃金労働者の 2% 相当）とされている (Fairris *et al.*, 2005)。

付表 1 LA 市生活賃金額（時給）の推移

実施期間	生活賃金 I 【医療費補助プラス】		生活賃金 II (全額現金)	California州 最低賃金	生活賃金 II の相対額 (州最低賃金=100)
2016/07～2017/06	\$11.27	【\$1.25】	\$12.52	\$10.00	125
2015/07～2016/06	\$11.17	【\$1.25】	\$12.42	\$9.00	138
2014/07～2015/06	\$11.03	【\$1.25】	\$12.28	\$9.00	136
2013/07～2014/06	\$10.91	【\$1.25】	\$12.16	\$8.00	152
2012/07～2013/06	\$10.70	【\$1.25】	\$11.95	\$8.00	149
2011/07～2012/06	\$10.42	【\$1.25】	\$11.67	\$8.00	146
2010/07～2011/06	\$10.30	【\$1.25】	\$11.55	\$8.00	144
2009/07～2010/06	\$10.30	【\$1.25】	\$11.55	\$8.00	144
2008/07～2009/06	\$10.00	【\$1.25】	\$11.25	\$8.00	141
2007/07～2008/06	\$9.71	【\$1.25】	\$10.96	\$8.00	137
2006/07～2007/06	\$9.39	【\$1.25】	\$10.64	\$7.50	142
2005/07～2006/06	\$9.08	【\$1.25】	\$10.33	\$6.75	153
2004/07～2005/06	\$8.78	【\$1.25】	\$10.03	\$6.75	149
2003/07～2004/06	\$8.53	【\$1.25】	\$9.78	\$6.75	145
2002/07～2003/06	\$8.27	【\$1.25】	\$9.52	\$6.75	141
2001/07～2002/06	\$7.99	【\$1.25】	\$9.24	\$6.75	137
2000/07～2001/06	\$7.72	【\$1.25】	\$8.97	\$6.25	144
1999/07～2000/06	\$7.51	【\$1.25】	\$8.76	\$5.75	152

出所：LA 市公式サイト (<http://bca.lacity.org/site/pdf/lwo/City%20Wage%20Rates%20Chart.pdf>)

²⁰MIT の Amy K. Glasmeier 博士が「マーケット・バスケット方式」によって試算した LA 市の 4 人世帯（夫婦と子ども 2 人、片働き）の 2016 年度生活賃金は 28.10 ドルである。LA 市条例の定めた生活賃金額は、彼女の試算した単身世帯の生活賃金（12.56 ドル）とほぼ同水準となっている。

出所：<http://livingwage.mit.edu/counties/06037>（アクセス日：2016/09/09）

注：(1)空港労働者向けの生活賃金額（2016年度は16.18ドル）が別途定められている。

(2)州最低賃金は、上記期間中に6回の金額改定（01年1月、02年1月、07年1月、08年1月、14年7月と16年1月）がなされた。連邦最低賃金の金額改定は3回のみだった。連邦最低賃金は、2007年には5.85ドル、2008年には6.55ドル、2009年には7.25ドルとなっている。

(2) 適用対象²¹

①市から2.5万ドル以上（かつ契約期間が3か月以上）のサービス契約を請負う企業

※元請企業だけではなく、市のサービス契約に関わっている下請企業も適用対象。

②市の土地や建物等を借り、通常公務員の行う業務やサービスを提供している企業（例：市役所の受付業務を請負う企業）

③市の土地や建物等を借り、大衆が良く訪れる場所で業務を行っている企業（例えば、空港の売店、飲食店等）

④市から経済／雇用拡大目的の補助金を受けている企業

⑤市が生活賃金の適用を受けるべきと判断したその他の企業

(3) 違反した場合の罰則

①違反企業とのサービス契約を直ちに中止して、可能な限り労働者への補償措置を講じる。

②違反企業に市の業務委託契約への参加資格を3年間停止する。未払賃金と違反罰金が完済されるまで、参加資格の停止を無期限に延長する。

③違反企業を相手に、未払賃金と医療費補助の支払を求める訴訟を起し、1日あたり最大100ドルの違反罰金を請求する。

④下請企業の違反が判明した場合、元請企業に①～③までの罰則を適用する。

(4) 免除条項／適用除外

①サービス契約の期間が3か月未満または契約金額が2.5万ドル未満

②契約の内容は、物品、不動産または不動産のリース（市が借り主側）

③サービス契約として認定されない建築契約

④職業ライセンスを必要とする従業員は適用除外

⑤労使協議がすでに結ばれ、条例より協議内容の優先が合意された場合

⑥条例の10.37.1(c)項の基準を満たした財政支援の対象企業（いわば、財政再建企業）

⑦CEOと最下位賃金所得者の賃金（時間給）格差が8倍を超えない企業（除く保育士）

⑧従業員が7人以下、かつ年間売上総額が440,792ドル以下の企業

⑨従業員を雇っていない個人事業主

⑩その他の政府事業との合意に抵触があった場合

²¹ 第(2)節～第(4)節出所：LA市生活賃金条例サマリー-06/08 <http://ida.lacity.org/pdfs/form/LWO.pdf>

2. New York 市（米国）

New York (NY) 市では、2002 年に生活賃金に関する条例案が承認され、市の業務を請負う事業者には、8.1 ドルの生活賃金（当時の NY 州最低賃金の 157%相当）の適用を取引継続の条件とした。LA 市と同じく、NY 市の生活賃金も、消費者物価指数に合わせ、毎年度改訂される仕組みとなっている。2016 年現在、NY 市の生活賃金は 13.13 ドル²²となっており、NY 州最低賃金(9.0 ドル)の 146%相当である。Neumark et al.(2012)の推計によると、NY 市における時給 10 ドル以下の低賃金労働者の 12.9%が、生活賃金条例の恩恵を受ける可能性がある。

2002 年生活賃金条例の主な適用対象は、NY 市とサービス契約を結んでいる医療機関、一部の介護施設、保育施設、障害者施設および飲食施設である。一般の民間企業に勤める低賃金労働者（政府の補助金事業のために働く民間企業の従業員も対象外）が条例の対象外であった。当時の Bloomberg 市長は、生活賃金の適用拡大に慎重だった。ある討論会で、Bloomberg 市長は市場賃金の重要性を強調し、“生活賃金に対する期待はよく理解できるが、現実世界では政府は民間の商業活動に過剰に干渉すべきではなく、労働者の賃金を保証する立場にいない”と語った²³。

ところが、2012 年 7 月、Bloomberg 市長の否決した「The Fair Wages for New Yorkers Act」（通称「生活賃金法」）が NY 市議会で承認され、生活賃金条例の適用拡大が決まった。「生活賃金法」の下では、NY 市または市の経済開発体から 100 万ドル以上の財政支援を受けている企業に、生活賃金の支払が義務づけられた。

さらに、2014 年 9 月に、NY 新市長 Bill de Blasio が「第 7 号行政命令（Executive Order No. 7）」に署名し、生活賃金額の引上げや、適用対象の更なる拡大を決めた。具体的には、生活賃金額が、\$13.13 ドルに引き上げられ、生活賃金の適用対象は財政支援を受けている企業のプロジェクト現場の従業員（Project-site Employees）にまで広げられた。

3 London 市（イギリス）

大ロンドン市庁が、2005 年に 6.70 ポンド（当時の全国最低賃金の 133%相当）の生活賃金をロンドン市の公共部門に導入することを決めた。生活賃金額は、生活費が相対的に高いロンドン市と、ロンドン市以外の地域の 2 種類が設定され、毎年金額の改定が行われている。そのうち、ロンドン市の生活賃金は、貧困線賃金に一定の乗数（1.15）をかけて算出される、いわゆる「低コストだが容認可能な（Low-cost but Acceptable）収入」である。ロンドン市以外の生活賃金は、「マーケット・バスケット方式」で推計される最低生計費（Minimum Household Income）をベースに設定されている。2015 年現在、ロンドン市の生活賃金は 9.40

²²MIT の Amy K. Glasmeier 博士が「マーケット・バスケット方式」によって試算した NY 市の 4 人世帯（夫婦と子ども 2 人、片働き）の 2016 年度生活賃金は 27.50 ドルである。NY 市条例の定めた生活賃金額は、彼女の試算した単身世帯の生活賃金（13.89 ドル）とほぼ同水準である。

出所：<http://livingwage.mit.edu/metros/35620>（アクセス日：2016/09/09）

²³ 出所：NY Living Wage <http://www.livingwagenyc.org/articles/detail.php?id=35>（アクセス日：2016/09/09）

ポンドと定められており、全国最低賃金額より4割高く、この差は2010年以降に拡大傾向にある(付表2)。

生活賃金を普及促進させるために、2011年にCitizens UK内にLiving Wage Foundationが設立され、生活賃金の認証制度が開始された。認証を受けるかどうかは企業側の自由裁量であるが、これまでに認証を受けた雇用主は、2015年10月現在全国で1,774組織²⁴を数える(JILPT,2015b)。公的機関、大学、組合、第3セクターのほか、民間企業の中にも、認証を受けているところが少なくない。生活賃金の導入により直接的な賃上げの恩恵を受けた労働者数に関する最近のデータはないが、2013年時点でおおよそ3万4000人(認証組織の従業員の1%弱に相当)と推計されている(JILPT,2015)。

「労働時間と賃金の年度調査2014」²⁵によると、ロンドン市のフルタイム就業者の85.5%が生活賃金(9.40ポンド)以上の収入を得ているが、パートタイム就業者では同割合は50.1%に止まっている。生活賃金以下の賃金で働く労働者の割合が、2008-2010年には13%前後で安定的に推移していたが、2011年以降は増加傾向にあり、2014年では19%に達している。2014年現在、ロンドン市のフルタイム労働者の9.2%とパートタイム労働者の39.7%が「ワーキングプア」状態に陥っており、その賃金はイギリスの貧困線賃金(8.20ポンド)を下回っている。

付表2 London市生活賃金(時給、ポンド)の推移

	全国最低賃金	UK (London市以外)生活賃金	London市生活賃金	UK生活賃金の相対額(最低賃金=100)	London市生活賃金の相対額(最低賃金=100)
2005	5.05		6.70		133
2006	5.35		7.05		132
2007	5.52		7.20		130
2008	5.73		7.45		130
2009	5.80		7.60		131
2010	5.93		7.85		132
2011	6.08	7.20	8.30	118	137
2012	6.19	7.45	8.55	120	138
2013	6.31	7.65	8.80	121	139
2014	6.50	7.85	9.15	121	141
2015	6.70 / 7.20	8.25	9.40	123	140

出所：<http://www.livingwage.org.uk/calculation>

注：(1) ロンドン市の生活賃金額については大ロンドン市庁(Greater London Authority)の経済部門が、それ以外の地域についてはラフバラ(Loughborough)大学の社会政策研究センターが、それぞれ算定を担っている。

(2)2015年の全国最低賃金について、6.70ポンドは21~24歳の労働者に、7.20ポンドは25歳以上の労働者に適用される。そのうち、25歳以上の労働者に適用される全国最低賃金は、「National Living Wage」とも呼ばれ、イギリスの貧困線(中位所得の60%)を超える金額を目標として、2020年には9.00ポンドに引き上げられる予定である。

²⁴ Mayor of London “A Fairer London: The 2015 Living Wage in London”では、702企業の名前が生活賃金の認証企業リストに掲載されている。

²⁵ 出所：Mayor of London “A Fairer London: The 2015 Living Wage in London”。

参考文献

(和文)

- 阿部彩ほか(2012)『貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究』厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）平成24年度総括研究報告書
- 大橋勇雄(2009)「日本の最低賃金制度について－欧米の実態と議論を踏まえて」『日本労働研究雑誌』No. 593、4-15
- 重川純子・山田篤裕(2012)「日本におけるミニマム・インカム・スタンダード（MIS法）の適用とその結果」『社会政策学会誌 社会政策』第4巻第1号、85-96
- 産労総合研究所(2015)「2015年 人事院勧告 III標準生計費」『賃金事情』No.2703、22頁
- 森ます美(2014)「デフレ下の賃金水準引き上げ政策と「標準／最低生計費」の算定」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第41号、13-29
- JILPT(2015)「国別労働トピック－生活賃金の現状（2015年10月）」
http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2015/10/uk_03.html（アクセス日：2016/09/23）

(英文)

- Adams, S. and D. Neumark (2005) " The Effects of Living Wage Laws: Evidence from Failed and Derailed Living Wage Campaigns, " *Journal of Urban Economics* 58, 177-202
- Autor, D. , F. Levy and R. J. Murnane (2003) “The Skill Content of Recent Technological Change: An Empirical Exploration,” *The Quarterly Journal of Economics* 118(4): 1279-1333
- Brenner, M. D. (2004) “The Economic Impact of Living Wage Ordinances”, in D. M. Figart ed. *Living Wage Movements-Global Perspectives*, Routledge Advances in Social Economics, 188-209
- Cederberg, H., K. Ristua and B. Steuernagal (2001) *The Cost of Living in Minnesota: The Job Gap Economic Literacy Project*, St. Paul, MN: JOBS NOW Coalition
- Ciscel, D. H. (2002) *What Is a Living Wage for Memphis? 2002 Edition*, Memphis, TN: The University of Memphis Center for Research on Women (CROW), Available at www.memphis.edu/crow/publications/reports/documents/crow-living-wage2002.pdf（アクセス日 2017/08/08）
- Ciscel, D. H. (2004) “The Determination of Living Wage”, in D. M. Figart ed. *Living Wage Movements-Global Perspectives*, Routledge Advances in Social Economics, 51-66
- Clary, B. J. (2009) “Smith and Living Wage: Arguments in Support of Mandated Living Wage”, *The American Journal of Economics and Sociology* 68(5), 1063-1084
- Fairris D., D. Runsten, C. Briones and J. Goodheart (2005) “Examining the Evidence: The Impact of the Los Angeles Living Wage Ordinance on Workers and Businesses”,
www.irle.ucla.edu/publications/documents/LivingWage_fullreport.pdf (アクセス日：2016/11/01)
- Fairris, D. and L. F. Bujanda (2008) “The Dissipation of Minimum Wage Gains for Workers through

- Labor-Labor Substitution: Evidence from the Los Angeles Living Wage Ordinance”, *Southern Economic Journal* 75(2), 473-496
- Howes, C. (2002) *The Impact of a Large Wage Increase on the Workforce Stability of IHSS Home Care Workers in San Francisco County*, New London, CT: Connecticut college Department of Economics
- Neumark, D., M. Thompson and L. Koyle (2012) “The Effects of Living Wage Laws on Low-Wage Workers and Low-Income Families: What Do We Know Now?”, *IZA DP* No. 7114
- Parker, H. (2001) *Low Cost but Acceptable- A Minimum Income Standard for Households with Children in London’s East End*, London: Unison
- Pollin, R. and S. Luce (2000) *The Living Wage: Building a Fair Economy*, New York, NY: The New Press
- Reich, M., P. Hall and K. Jacobs (2003) *Living Wages and Economic Performance: The San Francisco Airport Model*, Berkeley, CA: University of California, Institute of Industrial Relations
- Renwick, T. J. and B. R. Bergmann (1993) “A Budget Based Definition of Poverty: With an Application to Single Parent Families”, *The Journal of Human Resources* 28(1), 1-24
- Stabile, D. (2008) *The Living Wage: Lessons from the History of Economic Thoughts*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar Publishing, Inc., 1-11